平成13年10月28日　第1318号　発行：湯沢町役場総務課

広報 ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい
美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

秋の全国火災予防運動　11月9日～15日

もう1度、基本にかえって　火の用心！

冬に向かって日ごと肌寒さが増していくこの季節、ストーブやこたつなどの暖房器具を使う機会が多くなってくるとともに、暖房器具などによる住宅火災も多くなり始めます。火災を防ぎ、秋冬を暖かく過ごすために、「火の用心」の基本を忘れないでください。

火の用心！ここがポイント

たばこ

たばこの火は消したつもりでも完全に消えていないことがあります。

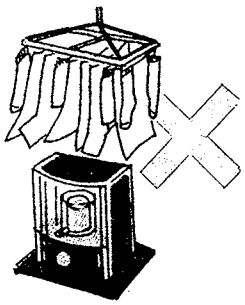
■寝たばこは絶対にしない。
■灰皿にたばこを置いたままにしない。
■灰皿にはいつも水を入れておく。
■吸い殻は完全に消えたのを確認してから、ためずに捨てる。



ストーブ

ストーブの火災は秋冬に集中しています。安全な取り扱いをしましょう。

■シーズン初めには点検整備を行う。
■ストーブの上に洗濯物を干さない。
■ストーブの周りにスプレー缶などを置かない。
■石油ストーブは完全に火が消えてから給油する。
■灯油以外のものを給油しない。
■外出時、就寝時はストーブを必ず消す。



こんろ

こんろ火災の約8割は「天ぷら油」によるものです。

■こんろのそばを離れる時は必ず火を消す。
■こんろの周りに物を置かない。
■こんろは壁から離して置く。
■天ぷら油の加熱に注意する。



主な内容

・今年はこんなことをします　2
・今年の米の作況　3
・お年寄りの住まいの不安をなくします　4
・平成14年度保育園入園児童募集　5
・国保　6～7
・救急ミニ知識　8
・湯沢町長選挙の日程　9
・第三次湯沢町行政改革大綱（案）　10～11
・スナップ　12
・おしらせ　13～14
・11月の暦　15
・11月の救急診療当番　16

今年はこんなことをします!!

「役場」をもっと身近に感じてもらうために役場の各課から今年度の主要事業について紹介するコーナーです。

管財課 TEL 84・2611

あなたは、ご存じですか？ 地籍調査

私たちの住宅や会社等の建物の場所を大字名と番地で表す住所があります。その他にも農地や山林等にも同様に地番が付され特定されてます。

地籍調査とは、この土地の戸籍といわれている一筆（土地の単位）ごとの所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査・測量し、その結果から、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成することなのです。

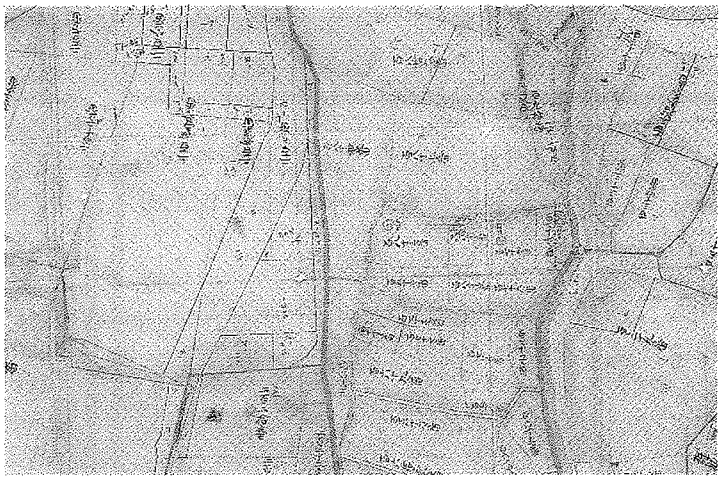
また、この調査は、国土調査法に基づき市町村が、主体となって公費で賄われるものです。

なぜ調査するの？

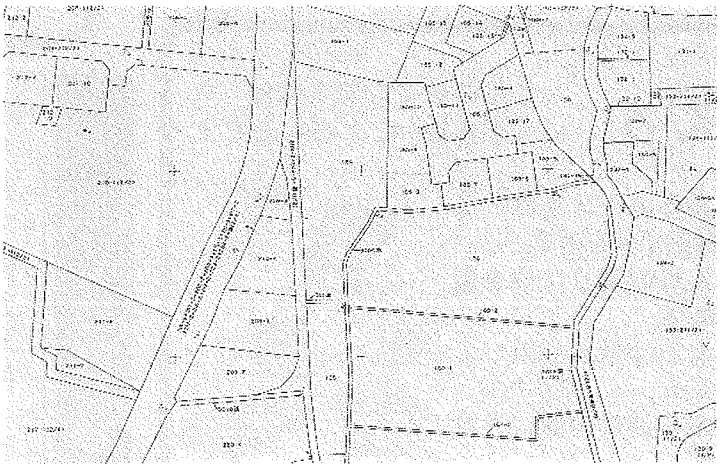
湯沢町の公図といわれている地図は、明治大正期の測量技術の未熟な時代に地租改正のため作られたもので、現状の土地とは必ずしも一致するものではありません。つまり、公図からその土地の境界を復元することが困難な場合が多いのです。そのため、建物の新築、道路建設、災害の復旧、相続など所有権の確認や移転するには測量を施し、境界を確定して行わなければなりません。

しかし、その測量成果は、時代とともに変化する任意の測量方法等なので、現在の基準に適合していません。

誰もが容易に安心した土地の管理を行うために、法に基づく測量技術や方法で地籍調査をする必要があるのです。



公図の例（地籍調査前）



地籍図の例（地籍調査後）

調査方法は？

まず、初年度に登記簿や公図を調査し、調査地区のみなさんに理解と協力をいただくために説明会を開いた後、水路や道路など公共の長狭物の境界を確定し、調査する土地の隣接所有者などから立会いの上、確認された境界に杭を打ち、固定の番号札を付けます。

⇐

周りの山々にある国の基準点標識から、定められた要領により、調査区域内にある公共用地などに固定した基準点を設け、そこから各境界の杭を測定し、緯度及び経度からなる座標値を算出します。

⇐

次の年度の2月に調査結果の地籍図案や地籍簿案を所有者などに閲覧して、承認していただき、県知事に認証を求めた後に、登記簿の書き換えが行われ、基本的に調査を完了します。

現在の調査地区は？

平成3年度より、2年間の準備期間を経て、平成5年度に大字土樽地区の旭原から始まり、現在、上越線岩原スキー場以南から瑞祥庵前の町道以北の中里地区を調査しています。国有林を除く、湯沢町の全域の調査が終了するまでは、約60年を要する長期的な事業です。

調査データはすべてコンピュータ管理されています。

公共事業や土地取引の円滑化、災害の早期復旧、土地に関わるトラブルの未然防止、課税の適正化、行政事務の簡素合理化が図れるなど多くの事柄に対して役割を果たす〝基礎データ〟です。

昨年度、新設された管財課は、事業を伴わない町有地を管理する管財係、共同浴場・保育所等の施設を管理する施設管理係、国有地を除く土地を調査する国土調査係の3つで構成されています。

何か不明な点等がありましたら、気軽にお問い合わせください。お待ちしています。

今年の米の作況

作況指数は？

農業委員会では、湯沢町農業協同組合の協力を得て、9月18日（火）、26日（水）に町内10ヵ所の水田で坪刈りを実施しました。

田の3ヵ所で20株ずつ計60株を刈り取り、天日で乾燥。脱穀したあと、10月5日（金）に六日町の農業改良普及センターで、単収や玄米重などを算出しました。

その結果、実測単収は前年比100．95％と全体的に収量が増えました。しかし、屑米重も前年比110．71％と増えており、品質はむしろ低下しているともいえるため、作況は並～やや良ということです。この夏から秋にかけては雨量が多く、天候に恵まれなかったことが影響したとも考えられます。



平成13年坪刈り実績

1単＝10アール

地区	田（等級）	60株当たり粗玄米重（g）	単当たり粗玄米重（kg）	玄米重歩合（%）	実測単収（kg）	単当たり屑米重（kg）	対前年実測単収（%）
土樽	A (1)	1，766↑	534↓	95．00↑	508↓	27↓	98．83
	B (2)	1，548↓	460↓	91．50↓	421↓	39↑	89．96
	C (3)	1，223↓	421↓	93．50↑	394↓	27↓	88．34
	D (5)	1，672↓	452↑	84．50↓	382↓	70↑	92．49
神立	E (1)	1，874↑	496↑	96．50↑	478↑	17↓	116．30
	F (2)	1，506↓	494↓	95．50↓	471↓	22→	96．12
	G (4)	1，420↑	458↓	91．50↓	419↓	39↑	91．09
湯沢	H (1)	1，616↑	481↑	96．00↑	462↑	19↓	121．90
	I (2)	2，012↑	500↓	94．50↓	472↓	27↑	95．93
	J (3)	1，655↑	438↑	95．00↑	416↑	22↓	118．52
平均		1，629	473	93．35	442	31	100．95
対前年比％		100．31	100．42	99．27	100．00	110．71	

※矢印は平成12年と数値を比較した結果を示しています。
※水田の等級は農業委員会が定めた等級です。
※品種はコシヒカリ。玄米重歩合については縦目ぶるい1．85㎜で算出しています。
（注）この数値は、同一調査地区内の全ての水田に当てはまるものではありません。

【問い合わせ】 農業委員会事務局（産業観光課内） TEL 84－4850

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定されました。

お年寄りの住まいの不安をなくします。

高齢になると、階段やお風呂など家の中でけがをするのではないか、賃貸住宅への入居を断られるのではないか、といった住まいに関するさまざまな不安が生じてきます。そうした不安をなくし、高齢者が安心して生活できる居住空間をつくるため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が今年四月に制定されました。次のような三つの柱で、高齢者にやさしい住まいづくりが進められます。

バリアフリー化された高齢者向けの民間賃貸住宅供給を促進

2000年現在、高齢者がいる世帯は約1540万世帯、これが2015年には全世帯数の四割に当たる約2030万世帯となり、その半数以上が高齢者のみの世帯になると見込まれています。

高齢社会に対応し、高齢者が安心して生活できる住まいを確保するため、次のような制度によって、バリアフリー化された高齢者向けの民間賃貸住宅の供給を支援します。

高齢者向け優良賃貸住宅制度

バリアフリー化された高齢者向け優良賃貸住宅を建設したり、既存の住宅を高齢者向けの優良賃貸住宅とするためにバリアフリー・リフォームしたりする場合、国・地方公共団体からの補助や税制上の優遇措置（新規建設のみ）が受けられます。

住宅金融公庫融資の特例

バリアフリー・リフォームを行い、高齢者向け優良賃貸住宅とする目的で、既存の住宅を購入する場合は、住宅金融公庫融資の特例により、その購入費の融資を受けられます。

高齢者の持ち家のバリアフリー化を推進

高齢者が生涯、住み慣れた自分の家で、できるだけ自立し、安全に暮らしていけるよう、次のような融資制度で、高齢者の自宅のバリアフリー化を支援します。

一括償還型バリアフリーリフォーム融資制度

高齢者自身が、自宅をバリアフリー・リフォームする場合、ローンの返済を軽くする住宅金融公庫の特別の融資制度ができました。

この制度を利用すれば、最大500万円までの融資を受けることができ、生存時は利子部分のみを返済し、死亡時に住宅資産などを活用して、ローンを一括償還することができます。また、この融資制度には、高齢者居住支援センターが債務保証を実施します。

高齢者が安心して入居できる賃貸住宅市場を整備

民間賃貸住宅では、「家賃の不払い」や「病気」「火災」などの不安から「高齢者入居不可」としているところが少なくありません。

この法律では、高齢者が円滑に入居し、安心して生活できる賃貸住宅市場を整備するために、次のような新たな制度が導入されました。

賃貸住宅の登録・閲覧制度

高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅が、県知事またはその指定機関に登録し、高齢者にその賃貸住宅情報を提供する体制が整備されます。

「高齢者向け優良賃貸住宅制度」の助成を受けた住宅は、必ずこれに登録することとなっています。また、登録された住宅には、万一、入居した高齢者が家賃を滞納した場合、高齢者居住支援センターが家賃の債務保証（6ヶ月を限定）を行います。

終身建物賃貸借制度

高齢者がバリアフリー化された賃貸住宅に終身にわたって安心して住み続けられるための仕組みとして、「終身建物賃貸借制度」が創設されます。これは、知事の認可を受けた賃貸住宅について、賃借人が生きている限り続き、死亡したときに終了する、借りた人本人の一代限りの借家契約です。

なお、配偶者など一定の同居者は、借家人死亡後も継続して入居できるように配慮されています。

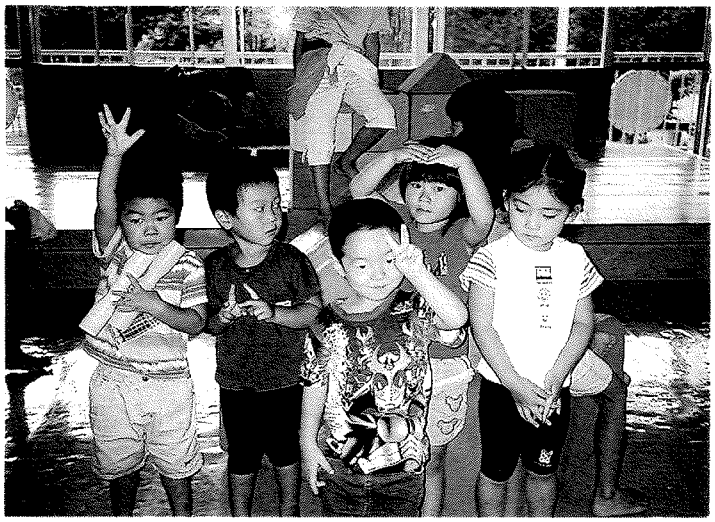
【問い合わせ】
新潟県土木部都市局
建築住宅課住宅整備係
TEL025・285・5511
内線3389

新潟県土木部都市局
都市政策課宅地建物係
TEL025・285・5511
内線3325

平成14年度 保育園入園児童募集

保育園名		所在地	定員	電話番号
常設	神立保育園	平沢	60	84 － 3616
	土樽保育園	萩原	120	87 － 3257
	中央保育園	石白	120	84 － 2071
	湯沢保育園	楽町	60	84 － 2502
僻地	浅貝保育園	浅貝	30	89 － 2110





平成14年度の保育園入園児童を募集します。入園を希望する場合は、必ず申し込みをしてください。

3歳未満児については、緊急を要すると認められるもの以外は年度途中での入園はできません。平成14年度中に育児休業が終了するなど、どうしても途中入園が必要となる方は、募集期間中に各保育園にご相談ください。

なお、現在入所している児童が平成14年度の入園承諾を受けている場合でも、各保育園から配布される継続入園確認書の提出が必要です。

【募集期間】
11月1日（木）～15日（木）

【申込書】
各保育所及び福祉保健課保育係（TEL 84 － 4560）に用意してあります。

【受付場所】
各保育所

【事情調査等】
3歳未満児及び新入児については、各保育所で面談を行います。
なお、申込内容に不明な点がある場合には、電話等で事情をお伺いすることがあります。

【入園決定】
平成14年2月上旬頃に通知します。
※延長保育（午前8時～午後6時）及び乳児保育（生後10ヶ月～）は、常設保育園で行います。

保

被保険者の適用適正月間

10月は、皆さんが国保の被保険者でよいのか見直す月です。世帯の中に国保以外の保険制度（社会保険等）に加入している人がいる場合、その保険の被保険者の被扶養者になれることがあります。次に該当する場合は、職場等にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

【被扶養者の認定基準】

①対象

(ア)社会保険等の被保険者と同居・別居を問わない人
配偶者、子・孫・弟・妹、父母・祖父母など直系尊属

(イ)社会保険等の被保険者と同居が条件の人
兄・姉・おじ・おば・おい・めいなどとその配偶者、配偶者の父母

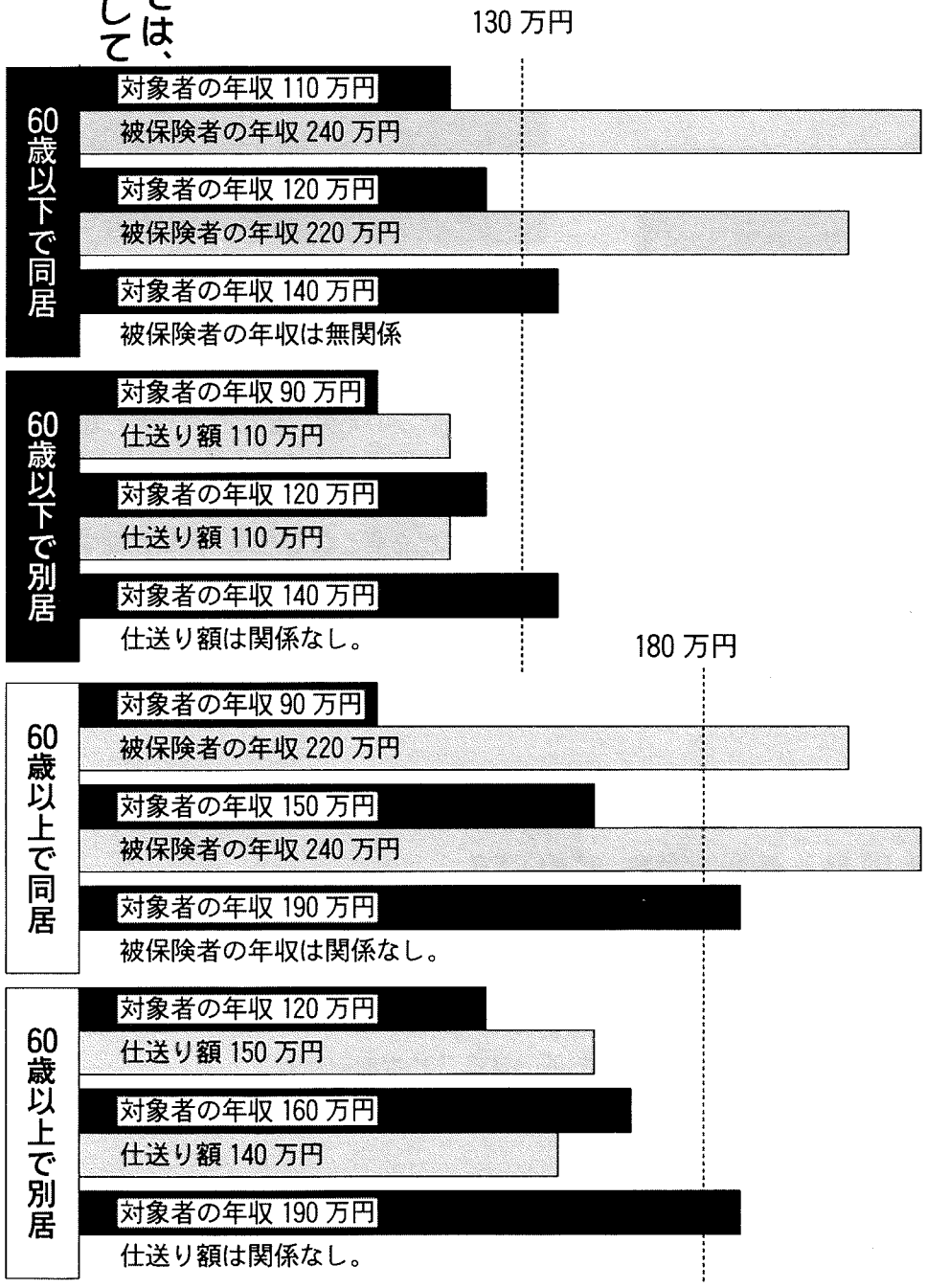
②対象となる人の収入

(ア)年収130万円未満（60歳以上または障害者の方は、年収180万円未満）

(イ)社会保険等の被保険者の年収の半分以下

(ウ)別居の場合は、仕送り額未満。

認定については、下表を参照してください。



理由	認定
130万円未満で、被保険者の年収の半分未満	○
130万円未満だが、被保険者の年収の半分以上	×
130万円を超えている	×
130万円未満で、仕送り額未満	○
130万円未満だが、仕送り額以上	×
130万円を超えている	×
180万円未満で、被保険者の年収の半分未満	○
180万円未満だが、、被保険者の年収の半分以上	×
180万円を超えている	×
180万円未満で、仕送り額未満	○
180万円未満だが、仕送り額以上	×
180万円を超えている	×

※年金や失業給付金なども含め、すべての収入が対象になります。

皆さんの医療費

国

平成13年5月の受診状況をみると、国保被保険者数は若年者3，197人（73．9％）、老年者1，128人（26．1％）ですが、総医療費では若年者と老年者がほぼ同額となっています。また、疾病別では、老年者は若年者に比べて循環器系疾患の医療費が多くなっています。

健康な体は一夜漬けではできません。日ごろから健康に関心を持ち、食生活への心配りと適度な運動を実践して、健やかな老いを迎えたいものです。なお、平成12年度無受診世帯は、68世帯ありました。

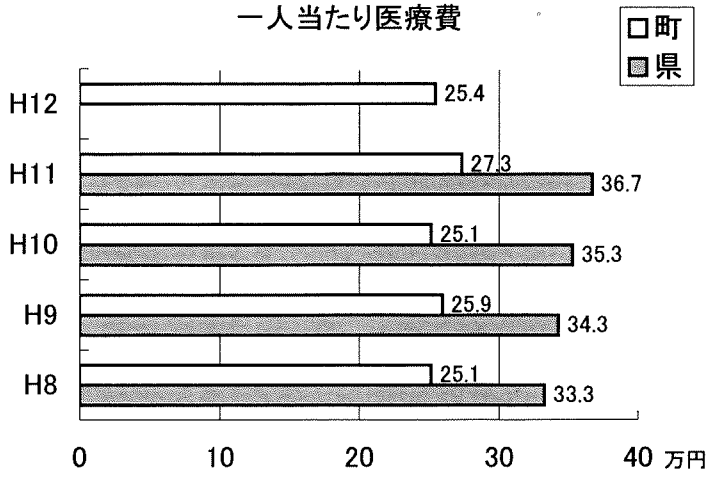
【問い合わせ】
住民課国保年金係　TEL 84・3453

平成13年5月診療　病類別受診状況　　単位：円

疾病	国保若年者分		国保老年者分	
	件数	総医療費	件数	総医療費
新生物	79	2，251，370	68	3，606，700
内分泌、栄養及び代謝疾患	198	9，431，660	169	6，116，190
精神及び行動の障害	84	5，550，000	28	2，431，780
眼及び付属器の疾患	110	1，617，770	89	1，416，970
循環器系の疾患	274	6，223，110	441	15，276，480
呼吸器系の疾患	240	2，072，740	71	1，455，340
消化器系の疾患	497	5，740，940	254	5，016，190
筋骨格系、結合組織の疾患	179	5，707，820	191	2，863，410
尿路性器系の疾患	59	2，465，950	47	3，730，710
感染症及び寄生虫症	48	992，230	24	962，070
損傷及び中毒等	77	4，638，030	46	1，226，680
その他	183	4，525，890	73	2，017，360
合計	2，028	51，217，510	1，501	46，119，880



平成12年度1年間の湯沢町国民健康保険加入者の
医療費の総額は10億8，204万円
一人当たり医療費は　25万4480円
一人当たり保険税は　　7万934円
でした。
医療費が増えるとその財源である保険税も上がってしまい、皆さんの負担が大きくなります。一人ひとりが健康に気をつけるとともに医療費の使い方について、もう一度見直してみましょう。



※新潟県のH12は算定中。

救急ミニ知識〈12〉 ～意識障害について～

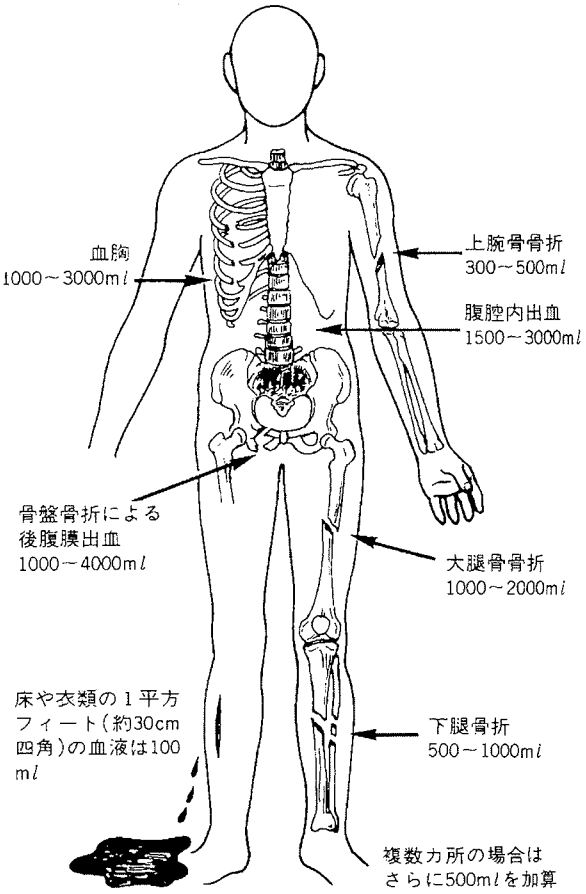
救急車を呼ぶ場合“怪我”と“病気”に大別できます。怪我の中には、擦り傷打撲骨折などから切断まであり、ほとんどが出血（内出血も含む）を伴います。成人では、500mlくらい出血するといろいろな症状が現れはじめます。コップ1杯の水をこぼしたときのことを考えれば500mlがいかに大量であるか想像できると思います。

さて、病気ではどうでしょうか。突然起こった病気で意識がない場合、救急隊はまず最初に、「脳疾患」か「心疾患」を疑います。どんな病気かを考える上で発症するまでの様子などが大変重要になってきます。意識を失った人を発見した時は、いつからか、どれぐらいの時間意識を失っていたのか、意識を失う前後の状況、麻痺やけいれんなどはなかったかなどに注意するように心がけましょう。また、意識消失として「低血糖発作」というものもあります。内服薬やインシュリンの注射によって血糖をコントロールされている方（糖尿病の方）は、食事をきちんと取り、医師の指示どおりに薬を使用するようにしましょう。

低血糖発作とは…

血液中の血糖値が下がって起こる。症状として、脱力感、めまい、顔面蒼白、冷汗、ふるえが起こる。高度になると意識消失を起こす。

【問い合わせ】
魚沼消防署湯沢分署
TEL 84・3377



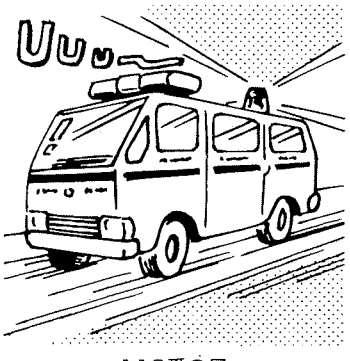
11月から診療所の医師体制が変わります

11月1日から国保診療所の医師（歯科を除く）が2人から3人へ変更になりますのでお知らせします。

なお、状況により変更がある場合があります。ご了承ください。

曜日	医師名		
月	井上陽介 所長	浅井泰博 医師	山田隆司 医師
火	井上陽介 所長	浅井泰博 医師	山田隆司 医師
水	井上陽介 所長	浅井泰博 医師	中島嘉之 医師（午前中のみ）
木	井上陽介 所長	浅井泰博 医師	石井正之 医師
金	井上陽介 所長	浅井泰博 医師	
土	新潟大学の医師（午前中のみ）		

【問い合わせ】
湯沢町国民健康保険診療所　TEL 84-2303



119番の日
（11月9日）

湯沢町長選挙の日程

平成13年12月9日任期満了に伴う湯沢町長選挙の日程は、次のとおりです。

◆11月27日（火）告示
◆12月　2日（日）投票

《立候補事務説明会》
町長選挙の立候補事務説明会を行います。
立候補者はご出席ください。
【日時】　11月16日（金）午前10時～
【会場】　湯沢町役場大会議室
【問い合わせ】
湯沢町選挙管理委員会　TEL 84－3451
（総務課庶務係）

新潟県最低賃金

平成13年9月30日から

1　日　5,124円

時間給の場合　1時間　614円

※県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイトを含む）に適用されます。
この機会に最低賃金額を確認してください。

【問い合わせ】
新潟労働局　賃金室　TEL 025－234－5924
小出労働基準監督署　TEL 02579－2－0241

「行政改革大綱」についてご意見をお寄せください

平成13年度に「第三次湯沢町行政改革大綱」を策定する予定で作業を進めています。その案（10、11ページに掲載）がまとまりましたので、この段階で町民のみなさんに御覧いただき、ご意見をお寄せいただきたいと思います。

この案を読んでいただくと「行政改革」で取り組むべき分野がわかると思います。
第2の中に掲げてある実施計画の具体的な課題として次のようなものを想定しています。

事務事業の整理合理化等では
- 行政評価制度の検討
- ワンストップサービスの検討
- 会議運営の効率化

民間委託等の推進では
- 町営浴場の管理・運営
- 温泉管理事業の運営

組織・機構関係では
- 病院開設に伴う業務分担の見直し
- ＩＴ担当課設立の検討
- 収納管理の一元化

定員及び給与関係では
- 人事考課制度の導入

人材の育成関係では
- 職員の体験研修
- 人材育成に関する基本方針の策定

ＩＴ（情報通信技術）化関係では
- 電子認証、電子決済の導入
- 町例規集の電算化

情報公開関係では
- パブリックコメントの推進

経費の節減・財政の健全化関係では
- 町事業等の参加者負担金の検討
- 町税徴収率の向上

公共工事関係では
- 入札方法（電子入札）の検討

行政改革で実施すべき課題や提言をお寄せください。
意見や提言は、11月19日（月）までに、文書・FAX又はメールで下記へお送りください。

〒949－6192　湯沢町大字神立300
湯沢町役場　総務課企画振興係（TEL 84－3451　FAX 84－1818）
E－mail：soumu@town.yuzawa.niigata.jp

《第三次湯沢町行政改革大綱》（案）

はじめに

湯沢町においては、昭和60年に「湯沢町行政改革大綱」を、平成8年に「第二次湯沢町行政改革大綱」を策定するとともに、行政改革推進委員会を設置して、委員会の意見を尊重しながら行政改革を推進してきたところです。

主な実施内容として、平成8年度には湯沢町定員適正化計画の策定、平成9年度と平成12年度には行政機構の見直し、平成10年度には会館等公共施設の管理運営の適正化、平成11年度には窓口業務の改善、さらに、継続的に行政事務の高度処理化推進等による行政サービスの向上に努めてきました。

近年の社会情勢の移り変わりに対応すべく、平成14年度から平成16年度を改革期間とする「第三次湯沢町行政改革大綱」を策定し、より積極的な行政改革の推進に努めることにいたしました。

第1　地方自治・新時代に対応した行政改革の推進

21世紀の到来とともに、地方分権が実施の段階に入りましたが、少子・高齢化の進行、景気の低迷、住民の価値観の多様化、環境問題に対する関心の高まり等社会経済情勢が大きく変化し、地方自治は新しい時代を迎えました。

このような状況の中で、地方公共団体においては自らの責任において、これらの情勢の変化に柔軟に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが求められています。

一方、国、地方ともに危機的な財政状況にある中で、国においては中央省庁の抜本的再編を実行し、さらに聖域なき構造改革と銘打ち、行財政改革への取り組みを強力に推し進めています。

地方公共団体においても、地方自治の新時代を自ら切り開き、住民の期待に応えるためにも、新たな視点に立った一層の行政改革への取り組みが不可欠となっています。

第2　自主的・計画的な行政改革の推進

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）という地方自治運営の基本原則に立ち返り、既存の枠組みにとらわれない柔軟な経営感覚に立脚した姿勢で住民へのサービス向上、制度の企画立案等に取り組みます。

また、「地方分権推進法」の制定に伴い、地方への権限委譲の進展とともに、町が自ら判断する領域が拡大することから、湯沢町の特性を踏まえたなかで、行政運営にかかわる職員が自らの問題として取り組む意欲を高め、自主的・主体的な創意工夫を行うこととします。

行政改革は、不断に取り組むべき重要課題であり、これまでも「第二次湯沢町行政改革大綱」を定めて実施してきたところですが、平成13年度において新たに21世紀に適合した行政を目指す「第三次湯沢町行政改革大綱」を策定するものです。この大綱は、平成14年度から平成16年度までに取り組むべき主な事項を掲げ、行政改革推進本部において進行管理、実施状況の把握を行います。

さらに、各年度の取り組み内容を具体的に示した行政改革の実施計画を策定します。

行政改革は、町民の理解と協力のもとに推進されることが重要であり、この行政改革大綱の策定にあたっては、行政改革推進委員会の意見を尊重するとともに、広く町民から募った意見を参考とし、策定後の公開や進行・実施状況も広報紙等によりお知らせします。

※提言、意見のある方は、9ページをご覧ください。

第3　行政改革推進上の主要事項

1.　事務事業の見直し関係

（一）事務事業の整理合理化等

行政と住民との責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を十分吟味して一層の事務事業の整理合理化を図ります。

住民へのサービス提供や施策の実施に当たっては、できる限り関連部署相互間の横断的な調整を行い、事務事業が総合的に実施されるよう努めます。

地方分権の推進や自治事務の明確化に伴い、従来にも増して町が自主的・主体的に決定し、処理することのできる分野が拡大されたことを踏まえ、町の実情に応じた創意工夫により、事務処理の簡素・効率化を図ります。

許認可等の事務手続きについては、住民サービス向上の観点から、できるかぎり簡略化や処理日数の短縮化等を図ります。特に、申請書類等に関わる押印のあり方を見直し、廃止も含めた合理化を行います。

(2) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、人件費の軽減等を図るため、民間委託、人材派遣等の実施が適当な事務事業については、積極的かつ計画的に推進します。

(3) 補助金等の整理合理化

補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、廃止、統合、終期の設定等により整理合理化を図ります。

また、新規に設ける場合は、既存の補助金との整合性を図ります。

2. 組織・機構関係

少子高齢化、IT革命、環境保護等社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう適宜に見直しを図り、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構とします。

地方分権に伴う権限委譲や自治事務と法定受託事務の明文化による新たな行政課題、介護保険関連業務、情報公開の推進など自治体業務の増加に対応できる組織・機構を検討するとともに、病院開設、保健センターの移転等に伴う業務分担の見直しを行います。

3. 定員及び給与関係

定員管理については、平成12年度に改定した湯沢町定員適正化計画に則って行うことを原則とし、新規の行政需要に対しても職員の増員を抑制し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を進めて適正化に努めます。

給与については、年功的な要素が強いが、時代の流れは「年功主義から能力主義・成績主義」へシフトしており、「国家公務員の制度改革基本設計」でも能力給、職責給、業績給等の導入が提言されています。これら制度改革の行方を慎重に見極めつつ、将来の給与のあり方を検討します。

4. 人材の育成関係

地方分権の進展や町民の行政に対する意識の高まりに伴い、実務能力のほか先見性と大局観をもって、自ら切り開いていくような行動力、創造力や戦略的能力など幅広い能力と資質のより一層の向上が職員に求められています。職場における実務研修、職員研修所等における研修、自己啓発等を適切に組み合わせることにより総合的な人材育成に努めます。

また、職員研修の一環として、介護施設やサービス事業の職場体験を行い、弱者への思いやりとサービス精神の習得に努めます。

5. 行政のIT(情報通信技術)化関係

IT革命の推進により、2003(平成15)年度までに電子政府、電子自治体の構築を目指して各種の施策が展開されている中、湯沢町でもIT推進の基本的な方向性を示すとともに、自治体間を相互に接続し、国の行政ネットワークである霞ヶ関WANとも接続できる地域公共ネットワークの整備を進めます。

平成13年7月から運用を開始した庁内LANの活用によって、ペーパーレス化、電子自治体化の実現を目指し、町民の利便性向上と事務の簡素化に努めます。

霞ヶ関WAN(ワン)＝国の各省庁の施設内ネットワークを相互に接続する省庁間ネットワーク(WideAreaNetwork)

庁内LAN(ラン)＝同一建物や同一組織内を通信回線で接続したネットワーク(LocalAreaNetwork)

電子自治体＝行政情報の電子的提供、申請・届出等手続きのオンライン化、行政事務の電子化等により電子情報を紙情報と同等に扱う。

6. 情報公開関係

地方分権の推進、情報化の進展に伴い、町民の意識や価値観も多様化し、情報の提供と説明責任が顕在化しています。

情報公開条例、個人情報保護条例の活用促進に努め、自己決定、自己責任を前提にした町民参加の町づくりを進めます。

7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係

固定資産税を中心とした自主財源が減少傾向にある中、経費の縮減を目指して各種事業の見直しと合理化に努めます。

納税者の公平確保の視点からも、町税滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上に努めます。

8. 会館等公共施設関係

施設整備にあたっては、広域圏の施設も含め、施設の機能、役割分担を見直し、利用方法や維持管理費等について十分検討を行います。

施設の管理運営については、サービスの向上と広域的利用、運営の効率化に留意し、管理委託、ボランティア等との協力関係の構築に努力します。

9. 公共工事関係

今年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の確実な実施によって、入札・契約に係る情報の公表と透明性の確保を図り、同法で求められる「発注者が今後取り組むべきガイドライン」の早期導入に向けて検討を進めます。

スナップ 10・5 「つるたんぼ」稲刈り 10・6 ラジオ生放送





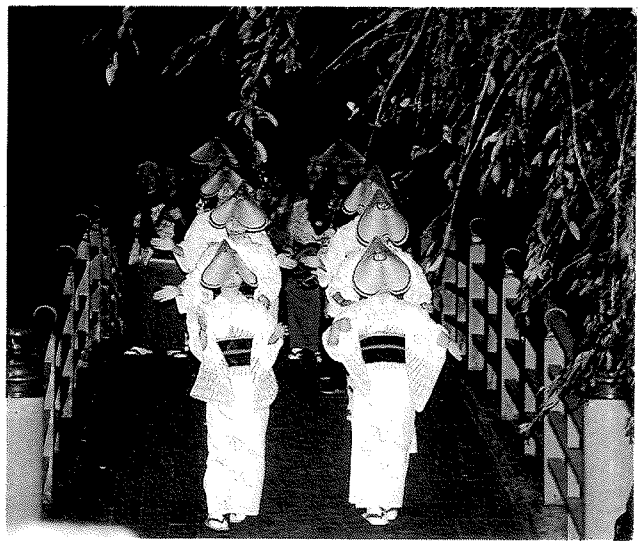
10月5日（金）に、「つるたんぼ」のツアーのみなさんが来町されました。

これは、文化放送（ラジオ）の番組「片岡鶴太郎の土曜日は鶴日和」（毎週土曜日・午前7時～9時）が企画したもので、田植え、田の草取りを経て、今回は稲刈りが行われました。当日は、番組のパーソナリティーの片岡鶴太郎さんも来町され、ツアーのみなさんと一緒になって稲刈りを楽しんでいました。（写真上）

次の日の6日（土）には、湯沢高原レストランサントピアにて、番組が生放送されました。その中で、鶴太郎さん直筆の「鶴たんぼ」が町長に手渡されました。（写真下）

スナップ 10・6 伝統の調べフェスティバル





10月6日（土）、湯沢カルチャーセンター及び中央公園池周辺にて、伝統の調べフェスティバルが開催されました。

第1部は、カルチャセンターのアリーナで、塩沢古典民謡、越中おわら節、越前三つ打ち太鼓（写真上）が行われました。

第2部は中央公園池周辺で、越中おわら節の流しと輪踊り野外公演が行われ（写真下）、300年余の歴史を持ち、情緒豊かで気品高い詩的な唄と踊りに、観客は魅了されていました。

いま、見つめよう。21世紀の湯沢町

湯沢町総合文化祭の開催に合わせて、町内3団体がまちづくりの提案を行います。これは湯沢町の将来をいろいろな方向より考察し、「総合的なまちづくり」を広く町民にアピールすることを目的としたものです。ぜひお立ち寄りください。

【日時】 11月1日（木）・2日（金）午前9時～午後8時、3日（土）午前9時～午後5時
【会場】 湯沢町公民館3階
【内容】 ◇谷地・楽町のまちづくり…ゆざわ街づくり研究会
◇町活性化に関する研究報告…湯沢町商工会青年部
◇自然（花・水・木）とのふれあい…（財）湯沢町都市施設公社

第46回 南魚沼郡小中学校美術展

南魚沼郡内小中学生の日頃の学習の中から生まれた、心温まる作品が多数展示してあります。ご家族で鑑賞してみてはいかがですか？

【期日】 11月10日（土）、11日（日）
【時間】 午前10時～午後3時
【会場】 六日町立北辰小学校
【主催】 南魚沼郡小中学校教育研究会
南魚沼郡小中学校図工美術部会
【作品】 南魚沼郡内小中学生の代表作品
・絵画
・デザイン
・立体

相談無料、秘密厳守 人権相談所開設

心配ごとや困ったこと、お気軽にご相談ください。
①不当な差別、名誉・信用・信教の自由の侵害、むごい扱い、いやがらせ、隣近所とのもめごと、いじめなどの問題
②借地借家、登記、供託、戸籍、家庭内のこと（夫婦・親子・相続・遺言等）などの問題
③正当な権利がありながら、お金がないため裁判ができず、困っているなどの問題

【日　時】 11月12日（月） 午後1時～4時
【会　場】 湯沢町公民館
【主　催】 人権擁護委員協議会、新潟地方法務局
【担当者】 人権擁護委員、法務局職員
【後　援】 湯沢町

※法務局六日町支局（TEL 72－3742）及び人権擁護委員は、いつでも無料・秘密厳守で人権問題や法律扶助関係の相談に応じています。

◎最寄りの人権擁護委員
森下　勇喜（堰　場）　TEL 84－3535
種村　久男（幅　下）　TEL 84－2367
中谷眞利子（古野二）　TEL 87－3046

国の行財政改革と地方分権シンポジウム

【期日】 11月19日（月）
【会場】 NASPAニューオータニ
【内容】
講演会 17：00～
「行財政改革の行方」
講師　屋山　太郎氏
対談 18：05～
「越後から発信、国の行財政改革と地方分権はいかにして進めるべきか？」
「魚沼の農業・土木建設業・観光業は？」
県知事と屋山太郎氏の対談
懇親会 19：20～
「講師を囲んで地酒で乾杯」
【申込締切】 11月12日（月）
【申込・問い合わせ】 NPO魚沼創造 TEL 82・5165 FAX 82・5775

自衛隊生徒募集

【受付期間】 平成13年11月5日（月）～平成14年1月4日（金）
【受験資格】 日本国籍を有し、昭和60年4月2日から昭和62年4月1日の間に生まれた方。
【試験日】 平成14年1月6日（日）
【試験科目】 国語、社会、数学、理科、英語、作文（択一式）
【採用予定数】 陸上自衛隊 約250名
海上自衛隊 約60名
航空自衛隊 約50名
【問い合わせ】 自衛隊新潟地方連絡部 長岡出張所 TEL 0258・33・0256
ホームページアドレス http://www.pavc.ne.jp/~nplo/

県立テクノスクール 平成14年度生徒募集

【高等学校卒業者対象】
メカトロニクス科
NC機械科
自動車整備科
電気システム科
電気施設科
OA事務科
ホテルビジネス科
織布科

【義務教育修了者以上対象】
溶接科
金属プレス科
建築科
左官科
【応募締切】
10月31日（水）
【選考日】
11月14日（水）
【問い合わせ】
魚沼テクノスクール
TEL 0257・4・2410

成分献血にご協力ください

【日時】
11月9日（金）
午前9時30分～午後3時
【会場】
保健センター前
※成分献血は、事前検査と採血含めて約60～90分かかります。
※事前に予約が必要です。（11月5日（月）まで）
【問い合わせ】
福祉保健課福祉係
TEL 84・4560

喘息大学新潟中間交流会

【期日】
11月11日（日）～12日（月）
【会場】
イナモト旅館
【講演】
「こうすれば治る、子供の喘息、大人の喘息」
【講師】
清水　巍氏
（金沢城北病院副院長・喘息大学学長）
【主催】
新潟喘息友の会
「ゆきつばきの会」
【参加費】
1，000円（講演会のみ）
【申込・問い合わせ】
関　登代一（川口町）
TEL 0258・89・2630
高野　美（長岡市）
TEL 0258・35・9123

福祉の職場 臨時移動相談

新潟県福祉人材センターでは、人材を必要とする福祉施設等を対象に就労希望者の紹介等の求人相談を行います。
また、福祉の職場への就労希望者を対象に、仕事内容や必要な資格の取得方法、就職活動などについての求職相談を行います。予約は必要ありません。
【会場】
小出町ボランティアセンター
（小出町大字小出島1240-2）
【日時】
11月6日（火）
午前10時～午後3時
【問い合わせ】
新潟県福祉人材センター
（新潟県社会福祉協議会内）
TEL 025・281・5523

生活習慣病予防講座 すこやかに生きるために

【日時】
11月6日（火）
午後6時30分～8時30分
【会場】
六日町病院
【内容】
「気軽にできる楽しい運動」
講師　松井　浩氏
（スポーツインストラクター OFFICE・HUMAN・MORE）
【参加費】
無料
【申込・問い合わせ】
六日町病院　内科外科
TEL 72・7111
（午後2時以降）

湯沢高等学校「地域の声を聞く会」

本年度、湯沢高等高校は「高等学校評議員設置モデル事業実施校」の指定を受け、それに基づいて開かれた学校づくりの事業の一環として、7月に引き続いて、第2回目を開催しますので、地域の多くの方々から参加いただき、学校教育を推進するにあたっての意見を聞かせてください。
【日時】
11月13日（火）午後3時より
【会場】
湯沢高等学校　会議室
【テーマ】
湯沢高等学校に望むこと
【問い合わせ】
湯沢高等学校
TEL 84・2306

ナイターバレーボール大会（9人制）参加チーム募集

【日時】
11月6日（火）、7日（水）
両日とも午後6時30分～
【申込】
11月2日（金）午後5時までに参加料（2，000円）を添えて湯沢町公民館へ申し込んでください。
【代表者会議】
11月5日（月）午後7時～
湯沢町公民館
※競技中は、女性3名以上含むこと。

11月の心配ごと相談日

7日（水）
相談員　井熊　秀夫
　　杉本　芳枝
14日（水）
相談員　高橋　武成
　　南雲ミヨシ
21日（水）
相談員　橋本　秋治
　　杉本　芳枝
28日（水）
相談員　高橋　武成
　　高橋トミエ
【会場】
福祉センター
※時間は午後1時～4時です。時間中は、電話（TEL 84・4113）での相談もできます。

11月の行政相談

9日（金）午後1時～3時
相談委員　高橋　昇
【会場】
湯沢町公民館

～ 11月の暦 ～

ごみ収集

※問い合わせ　住民課環境公害係 TEL 84－3453

区分	出し方	湯沢東	湯沢西	土樽・神立	三国・三俣
可燃ごみ	(注)のとおり	㊊・㊌・㊎(23日は休み)		㊋・㊍・㊏(3日、29日は休み)	
ダンボール	紐を十字にかける。	8日・22日	13日・27日	9日・30日	14日・28日
新聞・雑誌・チラシ		1日	6日	2日	7日
ペットボトル	不燃ごみ指定袋に入れる。袋を二重にしないこと。	15日	20日	16日	21日
空き缶		6日	1日	7日	2日
空きびん		13日	8日	14日	9日
その他の不燃ごみ		20日	15日	21日	16日

(注) 事業系可燃ごみは黄色の指定ごみ袋で、一般家庭の可燃ごみは指定された方法で出すようお願いします。
◎ガラス等（その他の不燃ごみ）は、新聞紙等に包んでから指定ごみ袋に入れて出してください。
◎ペットボトルを出すときは、よく水洗いしてください。
◎ごみの重さは10Kg以下とし、収集日の午前8時まで（時間厳守）に収集場所へ搬出してください。

保健衛生行事

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種目	対象	時間	会場
1㊍	リハビリ	申込者	13：30～15：30	保健センター
2㊎	基本健診後地区結果説明会	堰場町内	9：00～11：00	堰場公民館
		原新田町内	13：00～15：30	原新田ふれあい会館
5㊊	基本健診結果説明会	9月27日受診者	9：00～11：00	保健センター
	マタニティーサロン	10月末届出者	13：30～15：00	保健センター
	思春期講演会		13：00～15：30	湯沢中学校
6㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10：00～14：00	総合福祉センター
7㊌	基本健診結果説明会	9月27日受診者	9：00～11：00	保健センター
9㊎	健康教室	松川町内	10：00～14：00	松川生活改善センター
12㊊	マタニティーサロン	10月末届出者	19：00～20：30	保健センター
13㊋	精神保健相談	申込者	13：30～14：30	六日町保健所
15㊍	リハビリ	申込者	13：30～15：30	保健センター
19㊊	マタニティーサロン	10月末届出者	13：30～15：30	保健センター
21㊌	3歳6ヶ月健診	H10. 4月、5月生まれ	13：00集合	保健センター
27㊋	精神巡回相談	申込者	14：00～16：00	保健センター
28㊌	乳児健診	H13. 1月、7月生まれ	13：00集合	保健センター
29㊍	離乳食教室	H13. 3月、4月、5月生まれ	10：00集合	保健センター
30㊎	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10：00～14：00	総合福祉センター

予防接種

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種類	対象	時間	会場
13㊋ 20㊋ 27㊋	三種混合	初回に3回接種し、1年以上経過後に1回接種。 初回：H12年4月1日～H13年3月31日生まれ 追加：H11年4月1日～H12年3月31日生まれ	14：00～15：00	湯沢町国保診療所2階集団検診室

◎持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
◎必ず実施時間内に来所してください。接種料金は無料です。

11月の救急診療当番

※問い合わせ　日曜・祝日⇨休日救急診療所　TEL 73－6688
その他の日⇨魚沼消防本部　TEL 82－1991
※脳神経外科の休日救急医療⇨斎藤記念病院　TEL 73－5111

日	受付時間	内科	外科
3 (土)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所 TEL73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	六日町病院 TEL72－7111	六日町病院
4 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所 TEL73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL77－2111	ゆきぐに大和総合病院
10 (土)	12:00 ～ 18:00	萌気園二日町診療所 TEL78－0088	六日町病院
	18:00～翌朝6:00	六日町病院 TEL72－7111	六日町病院
11 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所 TEL73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL77－2111	ゆきぐに大和総合病院
17 (土)	12:00 ～ 18:00	湯沢町国保診療所 TEL84－2303	ゆきぐに大和総合病院
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL77－2111	ゆきぐに大和総合病院
18 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所 TEL73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	六日町病院 TEL72－7111	六日町病院
23 (金)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所 TEL73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL77－2111	ゆきぐに大和総合病院
24 (土)	12:00 ～ 18:00	中山医院 TEL83－5500	六日町病院
	18:00～翌朝6:00	六日町病院 TEL72－7111	六日町病院
25 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所 TEL73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL77－2111	ゆきぐに大和総合病院

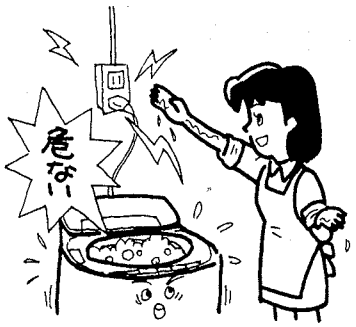
お誕生おめでとうございます

9月30日　田村　修哉（しゅうや）さん（駅通、康大・友恵さん）
10月4日　西潟　留郁（るか）さん（中子、哲也・祥子さん）
10月5日　桑原　未侑（みゆ）さん（一之町、健裕・友美さん）
10月7日　髙橋　蓮（れん）さん（中子、潤・久美子さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

10月8日　山本　佐武郎さん（駅通、91歳）
10月15日　小池　陽子さん（谷地、70歳）
10月17日　角谷　フジノさん（古野二、70歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。



ぬれた手で触れないで！
(財)東北電気保安協会

まちのうごき

9月届出分		10月1日現在		(前年比)
出生	14	男	4,437	(－34)
死亡	7	女	4,616	(±0)
転入	17	計	9,053	(－34)
転出	37	世帯	3,155	(－10)